

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 11 月 16 日

豊後大野市長 橋本 祐輔

記

1 . 協議の場を設けた区域の範囲  
大野町大野原地区（更新）

2 . 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 10 月 27 日

3 . 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

法人	7 経営体
個人	80 経営体（新規 4）
集落営農（任意組織）	組 織

4 . 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。

5 . 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 . 地域農業の将来のあり方

今後の地域農業のあり方として、地区農家が行政、農業委員会、土地改良区、JA と連携し、以下のことに取り組む。

地区内の農地の担い手への集積及び流動化の推進

- ・認定農業者が経営規模の拡大、利用集積が図れるよう努める。
- ・新規就農者等が農業で自立できるよう優良農地を貸し出すなど地域で育てる。
- ・市外からの参入者については、地域の担い手と十分利用調整し、耕作放棄地、遊休農地を活用する。併せて、土地改良施設および農地・農道などの維持管理に努める。

新たな担い手（新規就農者等）の確保

園芸作物の産地化及びブランド化

遊休農地を活用した農地集積及び輪作体型の構築

機械化体型による規模拡大と効率的な農業生産体制の確立

水田については、集落営農の組織化及び法人化の推進

土地改良施設及び農地、農道などの維持管理